

# 佐世保工業高等専門学校事務組織規程

(平成19年7月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則第10条及び佐世保工業高等専門学校学則第3条に基づき、事務部の事務組織に関し、必要な事項を定める。

(事務部)

第2条 事務部に、総務課及び学生課を置く。

(事務部長)

第3条 事務部に、事務部長を置く。

2 事務部長は、校長の命を受け、事務部の事務を総括する。

(課長)

第4条 課に、課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

(課長補佐)

第5条 課に、課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、上司の命を受け、高度な専門知識又は経験を必要とする事務を処理するとともに専門的見地から課長を補佐する。

(専門職員)

第6条 課に、専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、上司の命を受け、課の事務のうち専門的事項を処理する。

(係長)

第7条 係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

(主任)

第8条 係に主任を置くことができる。

2 主任は、係の事務を処理する。

(係員)

第9条 係に係員を置くことができる。

2 係員は、係の事務を処理する。

(総務課の所掌事務)

第10条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 事務の総括及び連絡調整に関すること。
- 二 儀式その他会議に関すること。
- 三 将来構想に関すること。
- 四 国際交流に関すること。
- 五 安全管理及び衛生管理に関すること。
- 六 訴訟に関すること。

- 七 公印の管守に関する事。
- 八 文書及び郵便物の接受並びに発送に関する事。
- 九 広報に関する事。
- 十 学則及び規程等の制定並びに改廃に関する事。
- 十一 情報公開及び個人情報に関する事。
- 十二 教職員の人事管理及び雇用（社会保険・労働保険等）に関する事。
- 十三 教職員の任免、給与（計算及び支給）、服務及び兼業等に関する事。
- 十四 教職員の退職手当に関する事。
- 十五 教職員の労働時間及び休暇に関する事。
- 十六 教職員の賞罰に関する事。
- 十七 共済組合に関する事。
- 十八 教職員の福祉及び災害補償に関する事。
- 十九 教職員の出張及び研修に関する事。
- 二十 栄典及び表彰に関する事。
- 二十一 産学官・地域連携事業に関する事。
- 二十二 地域開放事業（公開講座、広報事業等）に関する事。
- 二十三 工業所有権等の知的財産権に関する事。
- 二十四 評価に関する事。
- 二十五 競争的資金及び外部資金等に関する事。
- 二十六 内地研究員及び在外研究員等に関する事。
- 二十七 インターンシップ学生の受入れに関する事。
- 二十八 図書の受入れ、収集、整理及び管理に関する事。
- 二十九 図書の貸出、閲覧及び案内に関する事。
- 三十 事務情報化に関する事。
- 三十一 概算要求等に関する事。
- 三十二 会計の監査に関する事。
- 三十三 財務会計決議書等の照査に関する事。
- 三十四 予算及び決算に関する事。
- 三十五 資産に関する事。
- 三十六 宿舎に関する事。
- 三十七 収入及び支出に関する事。
- 三十八 現金及び有価証券に関する事。
- 三十九 旅費の計算並びに支給に関する事。
- 四十 物品及び役務に関する事。
- 四十一 共用車の管理に関する事。
- 四十二 施設整備の計画に関する事。
- 四十三 営繕工事に関する事。
- 四十四 土地、建物及び工作物等の維持保全に関する事。
- 四十五 施設マネジメントに関する事。
- 四十六 その他他の課の所掌に属しない事務に関する事。

(学生課の所掌事務)

第11条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 教育課程の編成、実施に関すること。
- 二 教育システム点検・改善に関すること。
- 三 入学者の選抜及び学生の募集に関すること。
- 四 入試の広報に関すること。
- 五 学生の修学支援に関すること。
- 六 学生の学籍に関すること。
- 七 学生の考査、成績に関すること。
- 八 学生のインターンシップ、学外研修及び国際交流の事務に関すること。
- 九 非常勤講師に関すること。
- 十 ファカルティ・ディベロップメントに関すること。
- 十一 他機関との各種協定及び単位互換制度に関すること。
- 十二 留学生の受入及び支援に関すること。
- 十三 厚生補導に関すること。
- 十四 課外活動に関すること。
- 十五 生活相談に関すること。
- 十六 就職支援に関すること。
- 十七 就学支援金に関すること。
- 十八 奨学金及び経済支援に関すること。
- 十九 授業料等の免除、猶予及び分納に関すること。
- 二十 日本スポーツ振興センターの事務に関すること。
- 二十一 厚生福利に関すること。
- 二十二 学生寮の管理運営に関すること。
- 二十三 学生の入退寮に関すること。
- 二十四 寮生の生活支援に関すること。
- 二十五 その他教務、学生の厚生補導及び学生寮の事務に関すること。

(事務分掌)

第12条 各課の事務分掌は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。